

高知大学医学部附属病院入退院支援センター規則

平成 28 年 5 月 24 日
規則 第 5 号

最終改正 平成 31 年 4 月 17 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条の 3 第 6 項の規定に基づき、入退院支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 支援センターは、効率的な病床管理を行い、医学部附属病院における患者サービスの一層の向上及び効率的な入院治療に資するとともに、患者の入退院に係る診療支援を多職種が協働して行い、患者の早期退院を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 効率的な病床管理に関すること。
- (2) 入院予定患者への各種手続き（特別室の使用に関することを含む。）についての説明及び連絡に関すること。
- (3) 入院予定患者への入院費についての説明に関すること。
- (4) 入院予定患者への手術等治療の標準的な経過の説明に関すること。
- (5) 入院予定患者への入院治療に必要な物品、服薬管理その他の入院準備についての説明に関すること。
- (6) 入院予定患者への面談による基本情報の収集、入院生活及び退院後の療養生活を見据えたアセスメント並びに患者基本情報の病棟、地域医療連携室等への提供に関すること。
- (7) 退院支援スクリーニングによる退院困難な要因を有する者の確認並びに当該者に対する入退院支援に係る医療連携及び地域連携に関すること。
- (8) その他入退院に係る診療支援に関すること。

(組織)

第 4 条 支援センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 支援センター長

- (2) 支援センター副センター長
- (3) 医師
- (4) 薬剤師
- (5) 看護師
- (6) 管理栄養士
- (7) 医療ソーシャルワーカー
- (8) 事務職員
- (9) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第9号に掲げる者は、病院長が委嘱する。

(運営委員会)

第5条 支援センターの運営に関し必要な事項を審議するため、支援センター運営委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、支援センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月17日規則第2号)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。